

## 参考資料2

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会  
共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点  
に関する作業部会  
(第10期-第9回) R2.11.25~12.2

### 国際共同利用・共同研究拠点の期末評価の実施方法について

令和2年8月24日

### 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会 共同利用・共同研究拠点及び 国際共同利用・共同研究拠点に関する作業部会

第3期中期目標期間における国際共同利用・共同研究拠点(以下「国際拠点」という。)の期末評価の実施方法については、以下のとおりとする。

#### 【国際拠点の期末評価の実施方法】

- 令和3年度中に実施する第3期中期目標期間における国際拠点の期末評価については、国際拠点として活動した後半期(平成30~令和2年度)を対象とする。
- 評価の実施については、
  - ・国際拠点に対しては国際的な共同利用・共同研究を一層加速させるため特に重点支援を行っていること、
  - ・約2年分しか活動実績がないことを考慮する必要があること、
  - ・個々の国際拠点の評価を踏まえた上で、国際拠点制度の評価を行う必要があること、以上から、従来の各専門委員会ではなく、本作業部会において評価を行うこととする。

(参考)「共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する作業部会」下に設置する各専門委員会と国際拠点(6拠点)との対応関係

- ・理工学系(大型設備利用型):  
東京大宇宙線研究所、大阪大核物理研究センター
- ・理工系(共同利用型):  
東北大金属材料研究所、京都大化学研究所、京都大数理解析研究所
- ・医学・生物学系(医学系):  
東京大医科学研究所
- ・医学・生物学系(生物学系)、人文・社会科学系、異分野融合系は該当国際拠点なし

- 評価の際は、国際拠点としての活動実績が十分でないことを補い、また、国際拠点制度上の課題等を把握するため、通常の書類による評価に加えヒアリングを実施することとする。
- 当該ヒアリングを通じた国際拠点の活動状況等の評価結果が良好であり、第4期中期目標期間も国際拠点の認定を希望するところについては、共同利用・共同研究拠点と同様、第4期中期目標期間の認定を更新する取扱いとする。
- また、今般の新型コロナウイルスの影響による共同利用・共同研究活動の中止、縮小及び停滞等については、国際拠点においては、特に強く影響を及ぼしている恐れがあることから、その具体的な状況とともに代替策の実施等の工夫も含めて説明を求め、評価に当たって考慮することとする。

### 【参考：検討に当たっての背景及び論点】

- 国際拠点については、平成30年5月の制度創設及び同年11月の認定後、約2年分しか活動実績がなく、評価のために必要なデータが十分に蓄積されていない。
- また、その個々の国際拠点の評価を通じ、国際拠点制度そのものの評価を行うことが必要である。
- 国際拠点の認定の基準は、以下のような特徴的な観点が含まれる一方で、基本的には拠点の認定基準と同様の観点で評価されている。

#### 【国際拠点の認定の基準に特徴的な観点（下線部）】

共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（文部科学省告示第133号）<抜粋>

（認定の基準）

##### 第3条

2 国際共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。

二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められること。

三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えており、これらが、国際的な水準に照らし、質の高いものと認められること。

四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。

イ 当該申請施設を置く大学の職員

ロ 関連研究者

ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

五 当該申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制を整備していること。

六 共同利用・共同研究の課題等を広く国内外の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。

七 共同利用・共同研究に参加する国内外の関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。

八 国内外の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。

九 共同利用・共同研究に国内外から多数の関連研究者が参加することが見込まれること。

十 国内外の多数の関連研究者から申請施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。

十一 将来の国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいること。